

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本構想

宮津市

目 次

基本構想の作成に当たって

1 趣旨	1
2 目的	1
3 目標年次	1

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本市の農業構造	2
2 農業振興の基本方向	2
3 農業経営体の育成の方向と経営指標を示すに当たっての考え方	3

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	7
2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項	7

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

1 利用権設定等促進事業に関する事項	8
2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項	14
3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	14
4 農用地利用改善事業の実施の促進に関する事項	14
5 農作業の受委託を促進する事業の促進に関する事項	17
6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	17
7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	18

第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	18
2 区域の基準	18
3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	18

第6 その他

別紙1 (第4の1の(1)の力関係)	23
別紙2 (第4の1の(2)のア関係)	24

基本構想の作成に当たって

1 趣旨

この基本構想は、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 6 条に基づき、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の姿とその実現のための採るべき措置等について、宮津市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想として定めたものである。

作成に当たっては、「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立する」という法の趣旨に基づき、宮津市基本構想「みやづビジョン 2011」（2011 年 3 月策定）におけるまちづくりの基本施策の一つである『観光を基軸とした産業振興』を具体化する視点に立ち、市の農業の実態と特長を踏まえて、関係機関・団体等と検討を行い、作成した。

2 目的

この基本構想は、農業を職業として選択する青年等が、経営感覚に優れた農業経営体である「認定農業者」として自己実現できる農業経営を育成するとともに、これらの農業経営を中心に多様な担い手や集落営農組織が連携・協働することによって、新たな地域農業の仕組みをつくるための基本方向を示したものである。

3 目標年次

この基本構想は、農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 2 条に基づき、京都府農業経営基盤強化促進基本方針（平成 26 年 6 月策定。以下「基本方針」という。）の期間につき定めるものとされているため、基本方針と同じく、おおむね 10 年先を目標年次とし、中間年において状況の変化に対応した見直しを行う。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本市の農業構造

(1) 経営状況

市内農家 946 戸のうち、第二種兼業・自給的農家が約 8 割、経営耕地面積 1 ha 未満と農産物販売額 100 万円未満の農家がそれぞれ約 9 割を占め、1 戸当たりの平均経営耕地面積が約 53 a と小規模・副業的農家が多い中、専業農家 145 戸を中心に、水稻、施設野菜、採種、山の芋、花き、みかん、醸造用ぶどう等を基幹作物とする複合経営が営まれている。(2010 年世界農林業センサス)

(2) 農用地

農業振興地域内にある農用地は、現況 720.7ha、その内訳は田が 575.7ha (うち区画整理 342ha)、畑 134.3ha (うち区画整理 22.4ha)、樹園地 9.0ha、採草牧草地 0.8ha、施設用地 0.9ha である。

そのうち再生利用が困難と見込まれる荒廃農地は、108.4ha (15.0%) となっている。(平成 26 年 市農業委員会調査)

(3) 農業従事者

市内の農業従事者(自営農業に従事した世帯員数)は 1,184 人で、そのうち 65 歳以上が 579 人と 48.9%を占め、府全体の 43.3%を上回り、また、販売農家の経営者数 474 人の平均年齢についても、66.9 歳で、府全体の 66.7 歳を上回っている。今後さらに市全体の高齢化が進む中で、農業従事者の高齢化が深刻化している。

また、農業後継者の有無については、販売農家 474 戸のうち農業後継者がいない農家が 238 戸で、半数を超えており、後継者不足の実態がある。(2010 年世界農林業センサス)

2 農業振興の基本方向

地域の特性に応じた多様な農業経営体の育成や農地の有効利用、農産物の高付加価値化、農村の活性化を、地域のみならず、支え合う地域全体で守り育てる農業・農村の推進を基本理念とし、魅力ある農業を確立する。

また、観光や商工業との連動による 6 次産業化や地産地消(商)の推進、宮津ブランドの確立など多面的な展開を進めて、地域に根ざした足腰の強い農業を確立する。

(1) 望ましい農業構造の確立

農業経営の形態としては、個人又は一世帯の農業経営者である個別(家族)経営体と、複数の個人、世帯や法人などによる農作業受託組織及び集落営農組織などの組織(法人)経営体に、大きく区分される。

自らの農業経営基盤の強化を図って経営の改善を行おうとする農業経営体は、経営形態を問わず、その主たる従事者が、他産業並みの労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない所得を確保できるよう、農用地の利用集積を図りながら育成する。当該経営体と小規模農家、兼業農家、新規就農者、農業に意欲ある女性や高齢者など多様な担い手は、連携して地域の農業の振興を図る。

また、多様な担い手の中で、将来にわたって地域農業の中核的担い手を安定的に確保していく必要があることから、重点的に次世代を担う青年就農者の育成・確保を図る。

(2) 農業経営の安定化

耕作地の 8 割を田が占めることから、地域特産物の生産拡大・団地化の促進、消費

者ニーズに対応した新規作物・作型の導入や農産物加工を取り組む等収益性の高い水田農業経営を確立する。

また、農業と商工業、観光業との連携強化による6次産業化、地産地消（商）等を推進し、安定性の高い魅力ある農業を構築する。

(3) 農業の新たな展開

農山漁村の多彩な地域資源を活かした体験型観光・交流を進め、都市住民や消費者とのふれあいの場を創出し、農村景観の保全、特産品や地域ブランドなどの開発と消費拡大を促進する。

(4) 農業基盤の整備

かんがい排水施設や農道等の基盤整備と適正な維持管理の強化、鳥獣被害対策、環境保全・循環型農業による多面的機能の増進、農用地利用集積の推進により生産基盤を整え、生産性の維持・向上を図る。

3 農業経営体の育成の方向と経営指標を示すに当たっての考え方

経営感覚に優れた農業経営体（個人及び多様な担い手の連携による集落営農組織）を育成していく指標として、市の農業構造の現状、各集落・地域及び優良な経営事例を踏まえながら、営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の代表的な指標を示す。

また、多様な担い手による農業への新規参入を促進するとともに、農地の有効利用を図る。

(1) 個別経営体の育成

関係機関・団体等との連携による推進体制を整備し、農業経営に意欲のある者に対して、地域の合意形成に基づく農用地の利用集積や農業経営改善計画の認定、営農・栽培技術指導を行い、地域の営農組織と相乗的に機能を果たす農業経営者（個別経営体）の育成を図る。

また、農業志向のある転退職者・非農家・都市住民・女性等の就農への促進を図るため、養成実践農場の整備などにより、農業者への育成を図る。

(2) 組織経営体の育成

推進体制により、集落・地域での話し合いや地域リーダー、オペレーターの育成を進め、水稻基幹農作業の受委託や機械・施設の共同利用、農用地の利用集積や利用調整等による生産コストの低減化や農作業の効率化などを目指して集落・地域単位での組織化を推進し、地域の農業者と相乗的に機能を果たす集落営農組織（組織経営体）の育成を図る。

また、既存営農組織の規模拡大や農業生産法人への誘導を図る。

(3) 目標とする所得水準と労働時間

農業を職業として選択する魅力とやりがいのあるものにするため、農業経営体の主たる従事者が、他産業並みの労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できることを基本とし、主たる従事者1人当たりの年間労働時間2,000時間以内で、年間所得300万円以上を達成することを目標とする。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等については、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ所得を確保できることを基本とし、主たる従事者1人当たりの年間労働時間2,000時間以内で、年間所得おおむね200万円以上を達成することを目標とする。

(4) 認定農業者及び認定就農者への支援

(3) に掲げる目標に向けて、法第 12 条第 1 項の認定を受けた農業経営体（以下「認定農業者」という。）及び法第 14 条の 4 第 1 項の認定を受けた青年等（以下「認定就農者」という。）を対象に、関係機関・団体等との連携により、重点的に経営診断や営農・栽培技術指導など経営改善計画及び青年等就農計画の達成に向けた指導・助言を行う。

また、認定農業者で組織する団体による経営・栽培技術向上研修の実施や地域農業の振興につながる先駆的取組みなどの活動を支援する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

<第1に掲げる効率的かつ安定的な農業経営の代表的な営農類型>

番号	個別組織	農業経営類型	経営規模	労働時間	所得
1	個別	水稲+果樹	水稲 3.0ha ミカン 0.7ha 醸造用ブドウ 0.3ha	家族労働 2,862 時間 雇用労働 113 時間	3,229 千円
2	個別	水稲 +施設・露地野菜	水稲 2.0ha 水稲(受託) 1.0ha イチゴ 0.1ha ヤマノイモ 0.3ha	家族労働 2,815 時間 雇用労働 160 時間	3,291 千円
3	個別	水稲 +施設・露地野菜	水稲 2.0ha ダイコン 0.2ha キャベツ 0.2ha トマト(半促成) 0.3ha ナス(露地) 0.3ha キュウリ(抑制) 0.3ha 宮津太ネギ(露地) 0.3ha	家族労働 3,660 時間 雇用労働 5,378 時間	3,419 千円
4	個別	水稲+花き	水稲 1.0ha コギク 0.3ha ストック 0.3ha トルコギキョウ 0.1ha	家族労働 3,476 時間 雇用労働 1,355 時間	3,547 千円
5	個別	水稲採種 +花き+そ菜採種	水稲 0.4ha 水稲採種 1.0ha ストック 0.3ha そ菜採種 0.3ha	家族労働 2,709 時間 雇用労働 441 時間	3,653 千円
6	個別	水稲採種 +花き+露地野菜	水稲 3.0ha 水稲採種 1.0ha コギク 0.2ha ネギ(1作) 0.2ha ナス 0.2ha	家族労働 2,563 時間 雇用労働 1,514 時間	3,572 千円
7	組織	水稲 (3名構成)	水稲(特別栽培) 15.0ha 水稲(受託) 15.0ha	構成員労働 1,372 時間 雇用労働 294 時間	10,012 千円
8	組織	水稲 +露地野菜+加工 (8名構成、主たる従事者2名)	水稲 1.0ha 水稲(受託) 6.0ha コンニャク芋 0.5ha 加工・販売(コンニャク、おこわ、みそ、もちなど)	構成員労働 2,895 時間 雇用労働 856 時間	7,100 千円
9	組織	水稲 +露地野菜+加工 (8名構成、主たる従事者2名)	水稲(特別栽培) 3.0ha 水稲(受託) 3.0ha にんにく 0.1ha しいたけ 1,000本 加工・販売(もち、みそ、にんにくなど)	構成員労働 2,977 時間 雇用労働 883 時間	7,001 千円

<指標作成の前提条件>

- 個別経営体の基幹労働人数は、主たる農業従事者とその家族の農業従事者の2人とし、表中の所得は主たる従事者の所得(300万円)を含めた農家所得を示している。組織経営体の所得は、構成員の労賃を含んでいる。
- 栽培作物は、既に定着している作物を中心に、今後定着を目指す作物を取り入れた。
- 技術水準は、現に行なわれている先進技術を基礎とした。
- 生産物の価格は、現行水準とした。
- 雇用労働賃金は、時間給820円とした。
- 水稲の生産方式は、中型の機械化体系により、苗は購入することとした。
- 数値は、京都府作成の「農業経営指導指標」及び「丹後の特産物 経営の事例集」を根拠にした。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の
 類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

番号	個別 組織	農業経営類型	経営規模	労働時間	所得
1	個別	施設・露地野菜	イチゴ 0.1ha ヤマノイモ 0.2ha	家族労働 2,520 時間 雇用労働 90 時間	2,104 千円
2	個別	施設・露地野菜	トマト（半促成） 0.1ha ナス（露地） 0.1ha キュウリ（抑制） 0.1ha	家族労働 2,187 時間	2,145 千円
3	個別	花き	コギク 0.2ha トルコギキョウ 0.05ha ストック 0.1ha	家族労働 2,118 時間 雇用労働 221 時間	2,047 千円
4	個別	水稻採種 +花き+そ菜採種	水稻採種 1.0ha ストック 0.15ha そ菜採種 0.15ha	家族労働 1,602 時間	2,152 千円
5	個別	水稻採種 +花き+そ菜採種 +露地野菜	水稻 0.5ha 水稻採種 0.5ha コギク 0.1ha ネギ（1作） 0.1ha ヤマノイモ 0.2ha	家族労働 1,357 時間	2,057 千円

<指標作成の前提条件>

- 個別経営体の基幹労働人数は、主たる農業従事者とその家族の農業従事者の2人とし、表中の所得は主たる従事者の所得（200万円）を含めた農家所得を示している。
- 栽培作物は、既に定着している作物を中心に、今後に定着を目指す作物を取り入れた。
- 技術水準は、現に行なわれている先進技術を基礎とした。
- 生産物の価格は、現行水準とした。
- 雇用労働賃金は、時間給820円とした。
- 水稻の生産方式は、中型の機械化体系により、苗は購入することとした。
- 数値は、京都府作成の「農業経営指導指標」及び「丹後の特産物 経営の事例集」を根拠にした。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の本市における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営が本市における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積の目標

面積のシェア：30% 集積目標：220ha

なお、面的集積の目標については、農地利用集積円滑化事業等を活用して、農地の利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次は、おおむね10年先とする。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、市地域農業再生協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、農用地の引受け手の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに集落・地域内の農業者の意向を踏まえ、効率的かつ安定的な農業経営への農用地の利用集積を促進する。その際、市は、関係機関及び関係団体とともに、農用地の利用集積が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者との合意形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善するための措置を講じる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進めるため、集落営農の組織化を促進する取組を行うときは、既存の認定農業者等の規模拡大の実態に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うものとする。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

基本方針第6章の1の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即し、市の農業構造や各集落・地域の実態を踏まえ、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 1 利用権設定等促進事業
- 2 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- 3 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- 4 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 5 農作業の受委託を促進する事業
- 6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- 7 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ア 利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に定めるところによる。

(ア) 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、次のaからeまでに掲げる要件の全て（農業生産法人にあつては、a、d及びeに掲げる要件の全て）を備えること。

a 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

b 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

c その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

d その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農業生産法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

e 所有権の移転を受ける場合は、上記aからdまでに掲げる要件のほか、法第5条第3項の規定により基本方針に定められた農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）より所有権の移転を受ける場合、又は市長が特に必要かつ適当であると認める場合に限る。

(イ) 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

(ウ) 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者がアの(ア)のa及びbに掲げる要件（農業生産法人にあつては、aに掲げる要件）の全てを備えているときは、アの規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができる。

ウ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う

農業協同組合、同法第 11 条の 31 第 1 項第 1 号に規定する事業を行う農業協同組合連合会、農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業及び法第 7 条各号に規定する事業を行う農地中間管理機構、法第 4 条第 3 項第 1 号ロに規定する農地利用集積円滑化事業及び農業構造の改善に資するための事業を行う農用地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

エ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第 18 条第 2 項 6 号に規定する者である場合には、次に掲げる要件の全てを備えるものとする。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

なお、このことを担保するため、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、鳥獣被害対策への協力等を行うことについて市長に確約書を提出すること。

(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

なお、「業務を執行する役員」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の取締役のほか、理事、執行役、支店長等であって、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者をいう。その確認のため、法人の登記事項証明、法人の代表者が発行する証明書等を市へ提出すること。

オ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行う場合は、アの規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができる。ただし、利用権を受けた土地の全てについて、当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

カ アからオに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

ア 利用権設定等促進事業の実施により、設定又は移転される利用権の存続期間又は残存期間の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権移転の時期は、別紙 2 のとおりとする。

イ 利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係は、賃借権、使用貸借、農業経営の受委託、売買等である旨を農用地利用集積計画において明らかにするものとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

ア 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）に定める様式第7号により開発事業計画を提出させる。

イ 市は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の作成手続きを進める。

(ア) 当該開発事業の実施が確実であること。

(イ) 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可を受け得るものであること。

(ウ) 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可を受け得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

ア 市は、法第6条第5項の同意後、必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定めるものとする。

イ 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定めるものとする。

ウ 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定又は移転された利用権の存続期間又は残存期間の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努める。この場合において、当該農用地利用集積計画は、やむを得ない場合を除き現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間又は残存期間の満了の30日前までに、当該利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定又は移転を内容として定めるものとする。

(5) 要請及び申出

ア 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行い、認定農業者に対する利用権の設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

イ 市の区域の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体は、その事業実施地域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

ウ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

エ 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

オ イ、ウ及びエに定める申出を行う場合において、(4)のイの規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定又は移転されている利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の 90 日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

ア 市は、(5)のアの規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定めるものとする。

イ 市は、(5)のイ、ウ及びエの規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

ウ 市は、ア、イに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権の設定等の調整が調ったときは、農用地利用集積計画を定めることができる。

エ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するよう努めるものとする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

イ アに規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農業生産法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。

- ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- エ アに規定する者が設定又は移転を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては、農業経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定又は移転に係る法律関係
- オ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及びその支払いの方法その他所有権の移転に係る法律関係
- カ アに規定する者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- キ アに規定する者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書に参考資料（法人である場合は定款の写しを含む。）を添えて市長に報告する旨
- (ア) アに規定する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (イ) アに規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積
- (ウ) (イ)の農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収
- (エ) アに規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響
- (オ) 地域の農業における他の農業者との役割分担
- (カ) アに規定する者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、アが行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにアが行う耕作又は養畜の事業への従事状況
- (キ) その他参考となるべき事項
- ク アに規定する者がウ及びエ以外の設定又は移転を受ける利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項並びにアに規定する者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には撤退した場合の混乱を避けるため次に掲げる事項（実行する能力があるかについて確認して記載）
- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
- (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- (オ) 必要に応じて、(ア)から(エ)のほか、撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ケ アに規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)のイに規定する土地ごとに(7)のアに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得るものとする。ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)のアの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)のアからクまでに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告するものとする。

(10) 公告の効果

(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた者に対する勧告

市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取消し

市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち次のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき。

イ (13)の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

(15) 取消しの公告

市は、(14)の取消しをしたときは、(14)のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を市の掲示板への掲示により公告するものとする。

なお、この公告により(14)による取消しに係る賃借権又は使用貸借は解除されたものとみなす。

また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあっせん等の働きかけ等を行うものとする。

2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

(1) 市は、京都府知事から指定を受け農地中間管理事業を行う公益社団法人京都府農業総合支援センター（以下「支援センター」という。）との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって支援センターが行う事業の実施の促進を図る。

(2) 市、農業委員会、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体は、支援センターが行う中間保有・再配分機能を生かした農地中間管理事業を促進するため、支援センターに対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 市は、市の全域又は一部を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって農地利用集積円滑化団体が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 市、農業委員会、農業協同組合は、農地利用集積円滑化団体が行う農地所有者から委任を受けて農地の貸し付け等を行う農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

4 農用地利用改善事業の実施の促進に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進するものとする。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とする。ただし、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないと判断される場合は、その

区域から一部を除外することができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

(イ) 農用地利用改善事業の実施区域

(ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

(エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱に定める様式第 4 号により農用地利用規程認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

イ 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をするものとする。

(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること

(イ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

(ウ) (4) のアの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

(エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告するものとする。

エ アからウの規定は、農用地利用規程の変更について準用する。

(6) 特定農業法人等を定める農用地利用規程の認定

ア (5)の(ア)に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況並びに将来の見通し等からみて、農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む

法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業生産法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令第5条に掲げる要件に該当する者に限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4)のアに掲げる事項のほか次の事項を定めるものとする。

(ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

(イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

(ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

ウ 市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）について、(5)のアの認定の申請があった場合には、農用地利用規程の内容が(5)のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)のアの認定をするものとする。

(ア) イの(イ)に掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の受託を受けることが確実であると認められること。

エ (5)のアの認定を受けた特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

(5)のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をするものがある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 市は、(5)のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（支援センター）、農地利用集積円滑化団体等の指導・助言を求めてき

たときは、市地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5 農作業の受委託を促進する事業に関する事項

(1) 農作業受委託の促進

市は、次の事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業及び農業機械利用の効率化等を図るための農作業受託の必要性についての普及事業

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作目ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託並びに利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんや農地利用集積円滑化団体との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努める。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

(1) 後継者及び新規就農者育成のための支援

市は、農業への意欲や志向のある転退職者や都市住民、非農家などが円滑に就農できるように、研修等の資金、農地・住宅の確保、営農・栽培技術指導などに対する集落・地域の理解と協力を得ながら、関係機関・団体等との連携による総合的な支援の充実により、後継者及び新規就農者の育成を推進する。

(2) 女性及び高齢者が能力を発揮していくための取組推進

市は、女性及び高齢者の能力や経験を活かし、集団活動等を通じて、有機・特別栽培や農産物加工など高付加価値化を目指した取組みを推進する。

(3) 家族農業経営の近代化

市は、農業経営に参画する配偶者や後継者等各世帯員の意欲の増進や地域における地位の向上を図り、経営改善の取組みの促進と経営承継の円滑化等に資することが期待される家族経営協定の締結や、農業経営改善計画の共同申請を推進する。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 関連施策の推進方策

市は、地域の農業の振興に関する諸施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮する。

(2) 推進体制

市は、経営感覚に優れた農業経営体の育成と集落・地域農場づくりの推進、農用地の利用集積及び新規就農支援など地域の農業振興について、関係機関・団体等が必要な情報と課題を共有し、総合的な議論や役割・責任分担を行う場として、市、農業委員会、農業改良普及センター、府広域振興局及び農業協同組合等により構成される市地域農業再生協議会を十分活用するとともに、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体と連携を図る。

また、必要に応じ、農業関係者連絡会議に、農業経営体代表者や集落・地域段階における農業者等の組織の代表者などの参画を求めるものとする。

第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

市において農地利用集積円滑化事業を実施する者については、地域における認定農業者等担い手の現状、農地実情などに精通した要員を有しており、農地利用集積円滑化事業について、適確かつ迅速に対応できる者が実施するものとする。

なお、市は農地利用集積円滑化事業の実施状況を把握するため、農地利用集積円滑化事業を行う者に対し、毎年度、前年度の事業実績及び当該年度の事業実施計画について報告を求めるものとする。

2 区域の基準

市における農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、旧村の区域とする。

なお、農業上の利用が見込めない森林地域等は除く。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を記載しなければならない。

ア 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

(ア) 農用地等の所有者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項(当該委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項を含む。)

(イ) その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

イ 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

(ア) 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

(イ) 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

(ウ) 農用地等の管理に関する事項

(エ) その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

- ウ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項
- エ 事業実施地域に関する事項
- オ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構、京都府農業会議、農業委員会等との連携に関する事項
- カ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

市における農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方については、大規模経営を行う認定農業者を中心とした担い手が経営のコストダウンを図り、より一層経営の効率が図られるよう、効率的かつ安定的な経営体を中心に行うものとする。

(3) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

農地所有者代理事業を実施するに当たっては、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、当該委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定しないこととする。

なお、委任事務の範囲は下記事項を基本とする詳細については、農地所有者と農地利用集積円滑化団体との間で利用権設定等委任契約書を締結することとする。

- ア 利用権の設定等又は農作業の委託の相手方として適当と認められる者の選定に関すること。
- イ 適格者との利用権の設定等又は農作業の委託を行う場合の条件等の協議及び調整に関すること。
- ウ 委任する土地に係る利用権の設定等に関する契約の締結、変更、更新及び解除、農地法第3条第1項の許可の申請並びに法第18条第1項の農用地利用集積計画への同意に関すること。
- エ 委任する土地に係る農作業の委託に関する契約の締結、変更、更新及び解除に関すること。

(4) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

- ア 農用地等の売買価格は、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。
- イ 農用地等の借賃については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮して定めるものとする。

(5) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

市は、農地利用集積円滑化事業の円滑な実施のために、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、市地域農業再生協議会等の関係機関及び関係団体による検討の場を設ける。

(6) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

市が農地利用集積円滑化事業規程の承認する際は、農地利用集積円滑化事業を行お

うとする者の人的構成、財政基盤等の状況を踏まえ、法令の基準に照らして判断する。
なお、複数の者から承認の申請があった場合には、書面による審査のほかに申請者から農地利用集積円滑化事業の実施方針等を聴き取って判断する。

ア 市に農地利用集積円滑化事業規程の承認を申請する際には、次に掲げる書面を提出しなければならない。

(ア) 農地利用集積円滑化事業規程

(イ) 法第4条第3項第1号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人にあっては、定款

(ウ) 法第4条第3項第2号に掲げる者にあっては、定款又は規約

イ 市は、農地利用集積円滑化事業規程の承認に当たっては、次に掲げる基準を全て満たす場合のみ行う。

(ア) 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、基本構想に適合するものであること。

(イ) 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

(ウ) 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、法第12条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

(エ) 農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること。

(オ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

(カ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を的確に図るための基準を有していること。

(キ) (エ)から(カ)のほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(ク) 農地利用集積円滑化事業を行おうとする者が、当該事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、農業会議、農業委員会等との適切な連携が図られると認められるものであること。

(ケ) 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設が次に掲げるものであること。

a 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設

b 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設

c たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。）の用に供する施設

d 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設

(コ) 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

- a 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設
 - b 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設
 - c たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。）の用に供する施設
 - d 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設
- ウ 市が農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について承認をしようとする場合には、あらかじめ、農業委員会の決定を経ることとする。
- エ 市は、農地利用集積円滑化事業規程の承認を行った場合は、遅延なく、その旨及び当該承認に係る事業の種類を市の掲示板への掲示により公告するものとする。
 なお、承認の申請を行った農地利用集積円滑化団体に対して次に掲げる事項を記載した承認書を交付する。
- (ア) 農地利用集積円滑化事業を行う者の名称及び住所
 - (イ) 農地利用集積円滑化事業の実施地域
 - (ウ) 農地利用集積円滑化事業の種類
 - (エ) その他必要な事項
- オ 農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止については、ウ及びエを準用する。

(7) 農地利用集積円滑化団体からの報告徴収等

市は、次に掲げる場合又は次に掲げる場合に該当するおそれがあるときは地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関して必要な報告をさせる。

ア 農地利用集積円滑化団体としての事業活動が停滞している場合

イ 事業年度を通じて事業の実績が極めて少ない場合

ウ 正当な理由なく農用地等の所有者からの委任の申込みに応じない場合、農用の買入価格又は売渡価格が不当に高い場合、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が希望するにもかかわらず貸付け等に応じない場合等農地利用集積円滑化事業規程に則して事業を実施していないと認められる場合

エ その他農地利用集積円滑化事業の実施を通じて農業経営基盤の強化を図っていくことができないと認められる場合

なお、報告徴収した内容からアからエまでに該当すると認められる場合は、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命じる。

(8) 農地利用集積円滑化事業規程の承認の取消し

市は、次に掲げる場合には農地利用集積円滑化事業規程の承認を取り消すものとする。

ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人で農林水産省令で定める要件に該当するものでなくなったとき。

イ (7)による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ウ (7)のなお書きの命令に違反したとき。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この基本構想は、平成 17 年 3 月 30 日から施行します。

附 則

この基本構想は、平成 22 年 5 月 31 日から施行します。

附 則

この基本構想は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。

別紙 1 (第 4 の 1 の (1) の力関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に掲げる土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとに、それぞれ定める要件を備えている場合に利用権の設定等を行うものとする。

- 1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 298 条第 1 項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 6 条第 2 項第 1 号に掲げる法人をいい、当該法人が対象土地をその直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第 6 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

利用権の設定等を受ける用途	要件
対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合	法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項
対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合	その土地を効率的に利用できると認められること。

- 2 農業協同組合法第 72 条の 8 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

利用権の設定等を受ける用途	要件
対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合	その土地を効率的に利用できると認められること。
対象土地を農業用施設用地として利用するための利用権の設定等を受ける場合	その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2（第4の1の(2)のア関係）

1 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

(1) 存続期間又は残存期間	(2) 借賃の算定基準	(3) 借賃の支払い方法	(4) 有益費の償還
<p>① 存続期間はおおむね10年（農業年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適当と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみておおむね10年とすることが相当でないと認められる場合には、おおむね10年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>② 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>③ 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定又は移転される利用権の当事者が当該利用権の存続期間又は残存期間の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。ただし、やむを得ない事情の場合は、双方の合意の上で、所定の手続きを経て解約することができる。</p>	<p>① 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>② 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の賃借額に比準して、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>③ 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>④ 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金銭に換算した額が、上記①から③までの規定によって算定される額に相当するように定める。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>① 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>② ①の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座への振り込み又は賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>③ 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに、当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>① 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定又は移転を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定める。</p> <p>② 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定又は移転を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申し出に基づき市が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定める。</p>